十日町市監査委員公表第3号

地方自治法第 199 条第4項の規定による定期監査を十日町市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年12月28日

十日町市監査委員 水落 雅史 十日町市監査委員 宮澤 幸子

第1回 監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)
- 2 **監査の対象** 生涯学習課・中央公民館・中里公民館、教育総務課、 文化財課・博物館、学校教育課、スポーツ振興課
- 4 **監査の実施期間** 令和2年9月30日から令和2年11月26日まで
- 5 監査の実施場所 十日町市役所 監査委員事務局及び第3委員会室

6 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し関係職員の説明を求めて行った。

7 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や 検討すべき事項が認められた。

なお、軽微な事項については、関係職員からの説明聴取時に指摘したため 記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 生涯学習課・中央公民館・中里公民館

1 指定事業

「越後妻有文化ホール・中央公民館「段十ろう」講堂換気改善工事」 「中里公民館旧貝野分館 敷地境界復元業務委託、解体工事」

② 意見

- ・公民館施設について、担当課においても施設の整備に係る年次計画等 を策定し、今後の施設の利活用を見据えた維持管理・修繕と長寿命化、 施設保有量の最適化等が図られるよう取り組んでいただきたい。
- ・施設改修等の際は、利用実態について再確認したうえで実施し、新た な費用負担が発生することのないよう努めていただきたい。
- ・旧貝野分館敷地については、借地が解消されたことは市の負担軽減と なり良い結果となった。

(2) 教育総務課

① 指定事業

「教育系ネットワーク運用管理業務委託」 「教育系ICT支援業務委託」

② 意見

- ・2件の委託については、異なる内容で事業を実施しているとの説明であったが、基本仕様書の内容は重複している部分が多く、また、個別仕様書(ICT運用支援業務)は、内容がほぼ同じであるなど、業務の違いが明確に判断できない状況であった。業務内容に合った仕様書を作成するとともに、担当者のみならず複数職員による内容のチェックを実施し、事務の執行が前例踏襲だけで行われることがないよう努めていただきたい。
- ・各種文書等については、担当課内での情報共有を図るとともに、詳細 な協議記録等の作成、保管を行うよう改善願いたい。
- ・GIGAスクール構想の実現に向け、先進地の事例も参考にするなど し、内容の充実とスピード感を持って取り組んでいただくことを望む。

(3) 文化財課・博物館

① 指定事業

「国指定文化財 星名家住宅維持管理補助金」 (今後の活用方法についてもご説明ください。) 「旧収蔵庫 5 燻蒸作業委託、8 燻蒸作業委託」

② 意見

- ・星名家住宅については、今後の維持・保存や活用の在り方等について、 所有者の意向を伺いながら、具体的な方法を検討いただきたい。
- ・燻蒸作業委託については、委託開始日が異なるとの理由で同じ作業内容の委託を2件に分けていた。しかし、実際の作業は同時に行われており、作業報告書についても2件の委託分を1冊にまとめた状態で提出されていた。2件の委託を一括で発注した場合、共通経費などでの経費削減も見込まれることから、今後は見積りや作業内容などを精査したうえで委託契約を行っていただきたい。

また、委託に当たっては、十日町市委託事務の執行に関する要綱第5条(※)にある仕様書を作成するよう改善願いたい。

(4) 学校教育課

① 指定事業

「学校給食施設改修事業」

- ② 意見
 - ・耐用年数の長い備品については、導入時に現場従事者の意見を参考に 節電や節水などエネルギー使用量の削減に考慮した製品の選定に努め ていただきたい。
 - ・給食施設で不要となった備品や消耗品について、まだ利用が可能なも のについては他の施設等で有効利用されるよう、今後も積極的に取り 組んでいただきたい。

(5) スポーツ振興課

① 指定事業

「体育施設老朽化対策大規模改修事業」 (各体育施設でのコロナ対策についてもご説明ください。)

② 意見

- ・十日町総合公園テニスコート改修工事監理業務委託について、委託先から提出された業務日報(業務詳細資料)の内容が不十分であった。 今後は、写真資料や詳細記録などの記載を委託先に求めるよう改善いただきたい。
- ・委託に当たっては、十日町市委託事務の執行に関する要綱第5条(※) にある仕様書を作成するよう改善願いたい。
- ・各体育施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策については、消毒や換気、入場者の名簿作成や体調確認などの対応が施されていることを確認した。引き続き徹底した感染拡大防止策に取り組んでいただきたい。

※十日町市委託事務の執行に関する要綱

(仕様書の作成)

第5条 業務を委託するに当たっては、その目的、業務内容及び求められる成果を委託 先が理解し、履行できるように仕様書又は設計書を作成しなければならない。